



大阪市企業人権NEWS 第44号

発行：大阪市企業人権推進協議会／〒541-0055 大阪市中央区船場中央1-4 船場センタービル3号館303号

人権が尊重される社会の実現に向けて

大阪市長 横山 英幸



大阪市企業人権推進協議会の皆様方には、平素より、本市の人権行政の推進をはじめ、市政の各般にわたり格別のご理解・ご協力を賜り、心から厚くお礼を申しあげます。

また、貴協議会は、平成12年に設立されて以来、さまざまな人権問題の解決をめざして、企業の立場から積極的に啓発活動を推進され、着実に成果をあげておられるところであります。木村会長をはじめ、役員・会員の皆様方のご熱意とたゆまぬご努力に深く敬意を表します。

今日、人権尊重の気運は世界的に高まりを見せる一方で、今なお、結婚や就職に際しての差別意識が存在し、差別落書きをはじめ、インターネット、SNSを通じた誹謗中傷や、部落差別を助長するような映像や書き込みの流布、また、特定の人種・民族の人々などを排斥する差別的な言動であるいわゆるヘイトスピーチの問題や、LGBTをはじめ性的少数者への偏見など、人々の人権が脅かされる事態が起きており、人権の尊重と確立は、企業活動はもとより社会生活のあらゆる面で、より一層重要な課題となっています。

大阪市といましても、「大阪市人権行政推進計画」に基づき、市民の皆様と力を合わせて、さまざまな施策を展開しており、新たな課題への対応としても、今年6月からインターネット上の誹謗中傷などによる人権侵害に遭われた方への相談支援を強化しています。今後とも、人権が尊重される社会の実現に向けて国や大阪府と連携を図りながら、部落差別をはじめ、さまざまな人権課題に対応するため、取組みを推進してまいります。

また、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして開催される2025年大阪・関西万博に向けて、誰もが豊かに暮らせる社会の実現をめざして取組みを推進しており、国内外の多くの人が訪れるこの機会を、人権意識の高揚を図るまたとない機会として、引き続き人権尊重のまちづくりを進めてまいります。

結びに、大阪市企業人権推進協議会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝、ご活躍を心からお祈り申しあげます。

人権が守られる社会を応援します 大阪市企業人権推進協議会

私たちの主な活動

- ①啓発研修会、講演会の開催
- ②人権情報の発信
- ③研修企画、資料、教材の紹介
- ④地域における各種啓発事業への協力
- ⑤就職差別撤廃月間等の街頭啓発活動

回観

経営層人権啓発講座を受講して

講演Ⅰ

SDGsの現状と課題～折り返し地点をむかえて見えてきたもの～

講師：一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク 理事・事務局長 新田 英理子さん

SDGsという言葉を最近よく耳にすると思いますが、実際どういうことが説明しろと言われると皆さん簡潔にうまく説明するのは難しいと思います。今回の講演では、そのあたりをわかりやすく説明いただき、なおかつ人権との関係性も説明いただき大変参考になりました。

新田先生のお話の中で、まずSDGsの日本での認知度が90%以上というのに驚きました。その中で企業が取り組むべきSDGs（働きやすい環境整備、地域経済の発展、成長など）と、個人で取り組むSDGs（地産地消、多様性配慮、環境配慮、健康増進など）がそれぞれあり、取り組み方も個人でできることと企業（社会）全体で取り組んでいくことが違い、それぞれが意識していかなければならぬと感じました。

また、サステナビリティ（持続可能性）=共生社会づくりも最近よく言われることですが、こうした取り組みが一過性に終わることなく、持続し当たり前になっていくことこそが本来の目的であると強く感じました。

2030年まで残り7年ですが、それまでにやるべきことを明確にして取り組んでいかないと日本・世界・地球が

持続不能になる恐れもありますので、我々はそのあたりを肝に銘じてSDGsに取り組んでいかなければなりません。特に、環境問題への対応は不可欠であり我々（社会）はどうしても経済優先で考えがちですが、バランスとしては環境→社会→経済になるのが理想的であり、環境（特に自然）は守っていくものという考え方を常に持っていないとダメであると感じました。また、もう一つ新田先生がおっしゃられたことで印象に残っているのが、SDGsの考え方について、地域経済が発展、成長すること、地域の福祉が充実すること、地域環境の多様性が保全されることなど優先順位はいろいろあるが、この考え方がばらけることが重要で、一つの考え方方に偏ることは非常に危険であり、偏らないように進めていくことに注意しなければならないということです。このことは、SDGsに限ったことではありませんが、広い視野で物事を考え進めていくためにも必要な事であると思いました。

人権との関りもジェンダーなど多様性を受け入れることから始めることが大切であると感じました。

広報企画委員会 担当副会長 植木 賢



講演Ⅱ

進化するAI（人工知能）の展望と懸念～チャットGPTが社会に与える影響について～

講師：近畿大学人権問題研究所 特任主任教授 北口 末広さん



電子工学、情報工学の急速な進歩とともに、情報化社会が加速しており、2022年11月に登場した、情報環境に大きく影響を与えるチャットGPT（生成AI）は、人権侵害や個人情報の侵害等、様々なリスクを持ち合わせているということを世界情勢も踏まえ、講演頂きました。

生成AI（人工知能）については、最近、新聞や報道等でよく耳にする話題ではありますが、生成AIを主導している企業がこれほどまでにスピード感をもって、進化していることはグーグルのここ最近の時価総額の増加額からも実感することができます。2035年頃までに人間の仕事の50%がAI等で代替可能で、今後生成AIと人が共存していく世の中では、人間である私たちの存在意義、立ち位置を今一度整理しておく必要があるよう思います。そのような中、私たちは時代認識を捉える力が求められており、人権やビジネスの分野で正しい方針を考える上でも非常に重要なことだと実感しました。

科学技術の進歩はいつの時代も社会にプラス面マイナス

面の影響を与えてきましたが、生成AIについてはその両面が極端に大きくなる可能性を含んでいます。特にマイナス面については、ビジネスや政治、戦争、個人情報の侵害、フェイクの氾濫等に多大な悪影響を与えることになり、とりわけ全てのジャンルに最も大きな悪影響を与えるフェイク情報の暴発は最も警戒しなければなりません。世の中で発信されている情報にはフェイク情報も含まれており、このフェイク情報に振り回されないためにも情報リテラシーを高めることや、情報リテラシーにおいて大きなマイナスとなるアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を正しく認識しておくことが今後の企業活動においても重要であると思います。

私たちの想像を遥に超えるスピードで進化を続ける情報化社会の中で、生成AIがもたらす影響は計り知れないものがあり、その生成AIがもたらす急速な変化や影響について、深く考えさせられる講演でした。

広報企画委員会 担当副会長 田村 信介

区支部活動紹介

各区支部（24区支部）では、地域と密着・連携し地域特性に応じた講演会、研修、施設見学会などさまざまな啓発活動に取り組んでいます。

今号では、6月から7月にかけて開催された定時総会記念講演会と大阪市内の区役所単位で5つのブロックに分かれて開催している「労務・人権啓発講座」を紹介します。

■定時総会記念講演会

ブロック	支部名	テーマ	備考
A (5区支部)	北区 都島区 淀川区 東淀川区 旭区	スポーツが育むべき人権意識～スポーツ界の現状とこれから～ パワーハラスメント防止の重要性～最新の状況と管理職として心得・実行すること～ 経営戦略としての女性活躍推進～女性はじめ、すべての社員にとって、働きやすく働きがいのある組織であるために～ 治療と仕事の両立支援 LGBTQと職場	
B (7区支部)	福島区 此花区 西淀川区 西区 港区 大正区 浪速区	人権意識を高めよう すべての人が尊重される組織のために レイシャルハラスメントの予防と適切対応について 職場のハラスメントの理解と防止に向けて～アンコンシャス・バイアスへの気づきを持とう～ 企業と人権 ハラスメントの相談に対応する～相談対応のノウハウを身につける～	3区合同
C (1区支部)	中央区	メンタルヘルスと人権 ～ストレス一日決算主義のすすめ、メール相談17万件から学んだこと～	
D (5区支部)	天王寺区 東成区 生野区 城東区 鶴見区	障がい者・LGBTQと人権～暮らしやすく働きやすい社会へ～ 性別役割分担意識と男性育休取得推進 ハラスメント防止とアンコンシャス・バイアス～最新の状況と管理職として心得・実行すること～ 企業と人権	2区合同
E (6区支部)	阿倍野区 住之江区 住吉区 東住吉区 平野区 西成区	障がい者雇用と人権～障がい者の人権の基本的理義を踏まえて～ 「アンコンシャス・バイアス」への気づきを持とう！～ハラスメントのない職場への第一歩～ ハラスメント防止とアンコンシャス・バイアス～最新の状況と管理職として心得・実行すること～ 元気な職場づくりとメンタルヘルス SNS利用と人権 メンタルヘルス講座	

■労務・人権啓発講座

ブロック	開催日・期間	テーマ
A	10月31日(火) 【対面開催】	I. 事例にみる女性活躍推進のための職場のハラスメント対策 II. やる気を引き出すコミュニケーションスキル PEP TALK！
B	12月4日(月)～22日(金) 【オンライン】	I. LGBTQに関する基礎知識と職場における対応 II. インターネット上での部落差別～「全国部落調査」復刻出版差止等請求事件を中心に検討する～
C	11月6日(月)～24日(金) 【オンライン】	I. 障害者差別解消法の改正を踏まえ、企業に求められる対応について II. ビジネスと人権～企業に求められる取組～
D	1月18日(木) 【対面開催】	I. 技能実習生等の現状の問題点や外国人に対する人権侵害等について(仮題) II. パワーハラスメント対策～日常のコミュニケーションのあり方～(仮題)
E	2月7日(水) 【対面開催】	I. 部落問題の現状と人権教育・啓発の課題 ～部落問題をどう語り、伝えるのか～(仮題) II. アンコンシャス・バイアスについて(仮題)



人権研修に使えるDVDを購入しましたので、ご紹介します。
事業所内での啓発に是非ご活用ください。「啓発ビデオ・DVD」の
貸出しを希望される場合は、当協議会ホームページの
「人権啓発DVDはコチラ」からお申込みください。 貸出しは無料です

タイトル	企画意図・概要等	上映時間
言葉があるから… ～無自覚の差別 「マイクロアグレッション」～ (2023年) 	「人権」は日常の何気ない人ととの関係性の中にもあります。しかしながら、親しい関係性においては、相手を一人の人間として尊重する意識がおろそかになってしまいますことがあります。あからさまな差別表現でなくとも、無自覚に相手の尊厳を傷つけている言動のことを指す「マイクロアグレッション(小さな攻撃性)」。その言動の背景には、国籍や人種、性別、性的指向など、特定の属性の人たちへの軽視や偏見が隠れていることがあります。本作品では、属性にとらわれずに、ありのままのその人と向き合うことの大切さを学ぶことができます。	31分
バースディ 性の多様性を認め合う ～誰もが自分らしく 生きられる社会をめざして～ (2022年) 	性的少数者については、依然として社会理解が進まず、偏見や差別、配慮に欠けた対応などで、生きづらさを感じている状況があり、深刻な人権問題になっています。一方、性的少数者であることを打ち明けられた家族や友人等は、既成概念による偏見や知識不足によって、理解しようと向き合う前に混乱や抵抗感にとらわれてしまいがちです。性の在り方は多様で性的少数者の存在や悩みに気づくことが大切です。本作品では、すべての人が自分らしく生きていける社会の実現をめざすことを描いています。	37分
人権のすすめ ハラスメント編/ いろいろな性編/障害者編 (2022年) 	本作品では、職場における3つのテーマを題材にしています。『ハラスメント編』では、妻の付き添いで仕事を休もうとする男性部下にまつわるハラスメント発言について、『いろいろな性編』では、社内のトランスジェンダーのカミングアウトについて、『障害者編』では、職場の視覚障がい者へのアンコンシャス・バイアスについて取り上げ、それぞれ独立したミニドラマでの「気づき」を通して、多角的に人権問題を学んでいく内容になっています。	25分

今後の予定

- 12月 4日～10日 人権週間
- 12月 4日～22日 労務・人権啓発講座(Bブロック)【オンライン】**
- 12月13日 第2期人権リーダー養成講座(第Ⅲ講座)
- 1月10日～11日 公正採用選考 人権啓発推進員 新任・基礎研修
- 1月16日 人権リーダースキルアップ講座
- 1月18日 労務・人権啓発講座(Dブロック)(東成区民センター)**
- 1月26日 第3回本部幹事会**
- 2月 1日～ 2日 人権啓発研究集会(京都市)
- 2月15日～16日 公正採用選考 人権啓発推進員 新任・基礎研修
- 2月 7日 労務・人権啓発講座(Eブロック)(阿倍野区民センター)**
- 3月 1日～15日 公正採用選考 人権啓発推進員 新任・基礎研修【オンライン】



ただいま、会員募集中！

現在、当協議会では、会員を募集しています。貴事業所の関連事業所やお知り合いの事業所をご紹介ください。

当協議会には、市内の約2,500事業所が加入し、企業の立場から公正採用選考、人権啓発の充実や人権尊重の社会の実現をめざして様々な取り組みをしています。そしてその取り組みの“輪”を更に、大きなものとしていくため、ぜひご加入いただけますよう、よろしくお願ひいたします。

※入会の手続きは、当協議会のホームページから出来ます。

※太字は「大阪市企業人権推進協議会」主催及び受託事業

ただいま、友だち募集中！

当協議会はLINE公式アカウントをはじめています！
ホームページ、人権啓発講座開催、人権情報などをご覧いただけます。

友だち追加ID @115fjdv



QRコード

大阪市企業人権推進協議会

☎ 06-4705-6152

事務センター/
〒541-0055 大阪市中央区船場中央1-4 船場センタービル 3号館303号

ホームページ

<https://www.oc-jinken.org>

